

講座

子どもをめぐる人間関係 7

殺人を犯した少年の人格特性と親の養育態度
—「重大少年事件の実証的研究」から—

原 口 幹 雄

1. 少年事件と家庭裁判所調査官

少年法でいう少年とは、20歳未満の者のことである。少年が非行を犯すと、14歳から19歳までの場合は家庭裁判所に送致され、少年事件として少年法による裁判を受けることになる。14歳未満の場合は、まず児童相談所に送致され、児童福祉法の措置を受けることになるが、それ以上に効果的な措置が必要だと児童相談所が判断するときは、家庭裁判所に送致され、少年法による審判を受けることになる。

少年事件は、非公開で処理されるため、家庭裁判所ではどのように処理されているのか、一般の人には分かりづらいものとなっている。社会の耳目を聳動させるような殺人事件などが起こっても、警察や検察官による捜査の段階では、非行に至った動機や家庭環境などについての情報が新聞やテレビなどのマスコミで報道されたりするが、家庭裁判所に送致されるとそれらの情報は一切もらされることはなく、数週間後にどのような処分がなされたか、結果が報道されるだけである。つまり、家庭裁判所ではどんなことが行われ、どのようなことからそのような処分が決められたのかなどについて知らされることがないため、家庭裁判所は一般の人にとっては、まるでブラックボックスのようになっている。

家庭裁判所に少年事件が送致されると、裁判官によ



Mikio HARAGUCHI 東京家政学院大学
人文学部人間福祉学科教授

著者紹介〔略歴〕京都大学文学部哲学科（心理学）卒、家庭裁判所調査官研修所教官、東京家庭裁判所首席調査官、最高裁判所家庭審議官を経て現職、併せて慶應義塾大学大学院非常勤講師（刑事政策）。〔専門分野〕家族心理学、司法福祉、社会福祉援助技術。著書に『家裁の庭から一調査官が見た子どもの深層』（監修）、『若者たちの社会的ひきこもり』（共著）、『少年法のあらたな展開』（共著）、『あたらしい家庭の教育相談』（共著）ほか。〔連絡先〕〒194-0292 町田市相原 2600（勤務先）。

る審判に先立って、家庭裁判所調査官による調査が行われる。具体的には、非行の内容や動機、親の養育態度・家庭環境、生育史や性格、学校・職場・友人関係など現在の生活状況などについて、少年や保護者との面接や学校や職場の訪問などを重ねて調査が行われる。殺人事件のような重大な事件の場合は、少年を少年鑑別所に収容して、より詳細で精密な調査・鑑別が行われる。

これらの調査の結果は調査報告書にまとめられて、少年をどのように処遇するのがよいのかの意見を付けて裁判官に提出され、裁判官が処分を決める上で重要な資料となっている。

このような調査に当たる家庭裁判所調査官は、大学等で心理学、教育学、社会学、社会福祉学、法律学を学んだ人で、家庭裁判所調査官補採用試験（国公一種試験相当）に合格して採用され、さらに2年間、家庭裁判所調査官研修所で養成訓練を受けて初めて任命され、少年事件や家事事件の調査を行うことができる。

少年事件は、すべて家庭裁判所に送致されるため、その調査に当たる家庭裁判所調査官は、少年事件のすべてについて誰よりも知悉している第一級のエキスパートであると言われる。

2. 「重大少年事件の実証的研究」

それにもかかわらず、先述のとおり非公開を原則とする少年事件手続のために、家庭裁判所調査官から少年事件について情報が発信されることはほとんどないのが実情であった。

ところが、最近、残虐な手口で面識のない人をいきなり殺してしまう事件が相次ぎ、世間の人々を驚愕させた。さらに、それらの重大な事件を起こした少年が、周囲の人たちには平素は「目立たないよい子だった」と見られていたということで、子どもを持つ親を中心に一層不安が広がった。家庭裁判所においても、これらの事件の原因や背景について容易には理解できず、

表 1. 重大少年事件の実証的研究対象事例一覧

単独	年 齢	学職	男女	罪 名	処 分	特 徴
1	18歳	高 3	男	殺人	中等少年院送致	進路問題から親を殺害
2	16歳	無職	男	殺人未遂	特別少年院送致	街で通行人を襲う
3	15歳	中 3	男	殺人 死体遺棄	初等少年院送致	金銭トラブルから殺害
4	15歳	中 3	男	殺人	医療少年院送致 (相当長期の処遇勧告)	進路問題から親を殺害
5	13歳	中 1	男	殺人	児童自立支援施設送致	注意した大人を殺害
6	14歳	中 2	男	強盗殺人	初等少年院送致	侵入盗が発覚し家人を殺害
7	15歳	中 3	男	強盗殺人 未遂	初等少年院送致	街で通行人を襲う
8	17歳	無職	男	強盗殺人 死体遺棄	検察官送致	訪問先で家人を殺害
9	14歳	中 3	男	強盗殺人	初等少年院送致 (相当長期の処遇勧告)・ 環境調整命令	侵入盗が発覚し家人を殺害
10	18歳	高 3	男	殺人	検察官送致	訪問先で家人を殺害
集団	年齢,人数	学職	男女	罪 名	処 分	特 徴
11	16歳ら 9人	高, バイト	男	傷害致死	中等少年院送致(比較的 長期の処遇勧告)・ 中等少年院送致 (一般短期の処遇勧告)	公園でホームレスを襲う
12	14歳 5人	中 3	男	傷害致死	初等少年院送致	公園で会社員を襲う
13	14歳, 15歳	中 3	女	強盗致死	初等少年院送致・医療少 年院送致	金銭奪取の動機で暴行
14	16歳 2人	無職	男	殺人	検察官送致 中等少年院送致	金銭奪取の動機で暴行
15	18歳 2人 17歳 5人	高, 無職	男	傷害致死	検察官送致 中等少年院送致	公園で集団リンチ

集団事件については、主犯格と従犯格の2人を研究対象とする。

注 本表は冊子から引用したものである。

個々の家庭裁判所調査官の研鑽だけでは対処しきれないところがあり、さらに幅広い角度からより綿密な説明を行う必要が痛感されていた。

このような状況を受けて、家庭裁判所調査官の能力の向上と研究の促進を図る家庭裁判所調査官研修所は、これら重大少年事件を実証的に研究することを企画し、平成12年7月に「重大少年事件の実証的研究」を発足させた。

研究の対象には、平成9年から11年までの3年間に起きた少年による殺人事件及び傷害致死事件の中から、単独で殺人事件を起こした少年10人、集団で殺

害事件又は傷害致死事件を起こした少年10人(5事例につきそれぞれ主犯格1人と従犯格1人ずつ)を取り上げた(表1参照)。

この研究は、家庭裁判所調査官5人に、精神科医、大学・高校・中学の教員、保護・矯正機関の職員、児童福祉施設の職員、裁判官ら11人を加えた合計16人による共同研究という形で行われ、統計的手法は用いず、事例の実像に近づくために事例研究方式を採用し、多様な角度から総合的な検討を加えた。この研究は、平成13年3月に研究報告書を提出して終了した。

研究報告書の概要は、平成13年5月に、「重大少年

子どもをめぐる人間関係

事件の実証的研究」という冊子（本文 83 ページ）にまとめられて公刊された¹⁾。一般の人向けに平易な文体で作成されているが、少数が司法協会の窓口に限定して販売されているため、一般には入手が困難な資料となっている。

この共同研究の座長を務めた筆者としては、研究の結果を、少年事件関係の人たちのみならず、小さな子どもを持つ親や家族にも是非知っていただきたいと願わずにはいられない。それは、これらの重大事件、特に単独での殺人事件のほとんどが、親子関係の歪みから引き起こされたと言っても過言ではないと思うからである。

また、非公開を原則とする少年事件、それも殺人等の重大事件 15 事例について、家庭裁判所調査官と部外者である学識経験者との共同研究に踏み切った最高裁判所の英断は、空前絶後とも言えるものであり、家庭の人間関係に関心のある研究者にとっても見逃せないものであると考える。

その意味からも、折角の機会であるので、公刊されたとはいえ入手困難となっている冊子の内容のうち、単独で殺人を犯した少年 10 人についての部分を抄録する形で紹介して、参考に供したいと考える。

3. 単独で重大事件を犯した少年たち

われわれの研究の対象となった重大事件のうち、単独で殺人を犯した者は、表 1 のとおりである。進路問題から親を殺害したもの 2 人、街で通行人を襲ったもの 2 人、侵入盗が発覚して家人を殺害したもの 2 人、訪問先で家人を殺害したもの 2 人などとなっており、すべて男子少年である。終局処分は、大人と同じ刑事裁判に付すべきだとして検察官送致に付されたもの 2 人、少年院送致に付されたもの 7 人、児童福祉施設である児童自立支援施設送致に付されたもの 1 人となっている。

これら 10 人の少年の事例について、審判のために家庭裁判所調査官が裁判官に提出した詳細な調査報告書から、事件の内容・動機・経緯、少年の資質・性格・行動傾向、父親・母親の養育姿勢、親の原家族、家族全体のコミュニケーション、乳幼児期・小学・中学・中卒以降の生育歴、学校・交友関係等に関する資料を抽出し、それに共同研究者の体験・知識をも加味しながら整理分類して検討した。その結果、事例は様々で、一律には論じられないが、非行のメカニズム、事後的行動の違いなどから、おおむね次の三つのタイプに分

けて考えると理解しやすいことが分かった。

- 1 幼少期から問題行動を頻発していたタイプ
- 2 表面上は問題を感じさせることのなかったタイプ
- 3 思春期になって大きな挫折を体験したタイプ

少年をこの三つのタイプに分けて考えると、親の養育態度にもそれぞれの特徴があることが分かった。以下に、それぞれのタイプの典型的な事例も見ながら、理解の枠組みを説明していくことにする。

[1 幼少期から問題行動を頻発していたタイプ]

このタイプの少年は、幼児期あるいは小学校低学年からお菓子の盗み食いや家の財布からお金を持ち出すなどの問題行動を繰り返し、しだいにそれが増幅され、さらに幾つかの要因が重なった結果、殺人に至っている点が特徴である。

提示した典型的事例

〈A は、幼児期から、菓子の盗み食い、金銭の持ち出し、万引きなどの行動を繰り返すようになり、

した。A の母は、よい子に育てなければという気持ちが強すぎて、夜泣きの激しい A に焦り、追い詰められた気持ちになることが多かったようです。一方、父は、育児に苦しむヒステリックな母の機嫌を損ねないように、A の気持ちを考えることなく、A に体罰を繰り返しました。しかし、A はますます金銭の持ち出しや万引きを繰り返すようになりました。このような幼児期の問題行動の背景には、満たされない愛情欲求が隠されていたと考えられます。

A は中学に入ると友達ができずに孤立し、同級生の物を盗んだり、ゲームに夢中になって、家から持ち出したお金をゲーム代やモデルガンの購入代金に充てていました。そして、父母や学校、同級生に対する憎悪や攻撃的な感情が生じ、発散されないまま心の中にため込まれていきました。

そのようなとき、小遣い金欲しさに近所の家に盗みに入ったところ、帰宅した家人に見つかり、発覚すれば親からひどく叱られるので殺すしかないという気持ちになって、家人を刺殺してしまいました。

A は、家の人に見つかるという予測しない危機的な場面に遭遇し、パニック状態に陥ったとき、被害者と母のイメージが重なってこれまで心の中に抑え込んでいた強い攻撃性が一挙に噴出してしまったのではないかと推察されます。〉

このタイプの犯行の特徴は、虐待や執拗ないじめな

どを受けて、長い間抑え込まれていた怒りの感情の爆発という側面があるように思われる。さらに共通して見られるのは、親に叱られる恐怖感である。逃げる被害者を追いかけたり、謝る被害者に対して執拗な攻撃を加えたりして死に至らしめる犯行の態様の背景には、単に幼稚で短絡的というよりも、親に発覚することへの強い恐怖感があり、せっぱ詰まった心情を検討してみる必要があるように思われる。

このタイプの少年の親は、育児不安、サラ金からの借金、精神的障害などの問題を引きずっていて、親自身に精神的な余裕がない。子どもが幼児期から金品の持ち出し、盗み食い、万引きなどの問題行動を頻発していても気づかないか、あるいは気づいていても、これらの問題行動が愛情欲求の不満の表れであったり、周囲の注意や関心をひこうというものであったりする場合があるなど子どもの気持ちを考えることなく、一方的に親の体面を汚したとして怒り、ますます厳しい体罰や虐待を加えている。

しつけと虐待とをはき違えている親から、服が血で真っ赤に染まるほどの暴力を受けたり、「段ボールで川に流すぞ」と脅され続けておびえていた子どももいた。

子どもは、体罰を受ける度に、罪障感や規範意識を深めるところか、自分は愛される値打ちのないダメ人間だという否定的な自己イメージを深め、親への憎しみ、ひいては人間そのものへの不信感を募らせていた。

この悪循環が問題行動をエスカレートさせ、ため込まれた憎悪に幾つかの要因が重なって殺人にまで至っている。

[2 表面上は問題を感じさせることのなかったタイプ]

このタイプの少年は、幼少期から特段の問題行動もなく、どちらかといえばおとなしくて目立たず、一見、環境に適応しているように見えていたのに、ある日突然、殺人などの重大事件をひき起こしている点が特徴的である。

事件の直前まで学校にも通い、先生や近所の人にもよく挨拶したりして、むしろ評価の高い少年であったりする。しかし、「おとなしくて目立たなかった」という特徴を詳細に見ていくと、どこにでもいる内気でおとなしい子どもたちとは、明らかに質的に異なっていることがうかがわれた。

また、表面的には適応していたと見られる少年たちは、さらに二つのタイプに分けられると考えた。一つは、発達的な偏りが大きく、表情が乏しく、他者との

生き生きとした関係が持てないタイプであり、もう一つは、明らかに精神障害の範疇に入ると見られるタイプである。

1) 表情が乏しく他者との生き生きとした関係が持てないタイプ

このタイプの少年の特徴は、表情に乏しく、時には能面のような印象を与えることもあり、生気がなく、喜怒哀楽の感情表現もめったに見られないことである。万事が受け身で、友達から誘われれば一緒に遊ぶものの、自分から自発的に誘ったり話しかけたりすることはめったにない。

抽象的に物事を考える能力は標準以上であり、授業態度や学習成績にも特段の問題は認められないが、限られたパターンや解決方法によって表面的に適応しているだけに過ぎず、自発的に熱心に何かに取り組んだり、友達と情緒的に深い交流を持ったりすることはできない。ギャングエイジに生き生きとした交友関係を経験していないことが多く、思春期に入ってから異性への関心が乏しい傾向がある。

このタイプの少年は、ほとんど感情を動かすことがなく、一見、従順であるような印象を与え、表面的には適応しているように見えるが、実際には不適応感に悩み、現実の世界では傷つくことが多いため、生き生きとできるのは空想の世界だけになり、そこで万能感を膨らませていく。

しかし、受験や就職などの現実問題に直面させられると、空想の中で築かれたイメージ上の自分と現実の卑小な自分とのギャップを何とか埋め合わせなくてはならなくなり、イメージとしての自分を守るための無意識的な防衛反応が、時として殺人という破壊的な形をとらせるのではないと思われる。

提示した典型的事例

〈Bは、中学校まではほとんど休まず登校し、おとなしい穏やかな子と見られていました。しかし、家では殺人や自殺に関する本にのめり込み、ホラービデオを繰り返し見たり、ナイフの切れ味を試したりしていました。

Bは祖母さん子で、中学になって祖母が死亡するまで祖母と一緒に寝ていました。祖母と母はあまり仲が良くなく、祖母が死亡してから、Bは、父母との関係が希薄であることに気付きました。しかし、主体性に乏しく、言語表現が稚拙で、感情を意識化、言語化できないBは、その気持ちを父母にぶつけることはもちろん、だれにも話すこともなく、一人

子どもをめぐる人間関係

で自殺や殺人を扱った書物、残虐なビデオなどにのめり込むようになりました。そして、次第に現実とかけ離れた幼児的な征服欲求や攻撃欲求が、Bの内的世界の中で膨れ上がっていたようです。

ある日、Bは、道を尋ねる振りをして、ナイフで通りかかりの人を刺してしまいました。

Bは、祖母と母の表面化しない葛藤に巻き込まれ、攻撃性をため込みながら、率直な自己表現ができず、人とは表面的な関係を持つだけでしたが、Bにとっては、現実社会の中の自分は、かりそめの自分であり、空想の中でこそ自分を感じられたのかもしれない。

この事例にも見られるとおり、おとなしく良い子というこのタイプの少年の場合でも、事件を起こす前の少年の様子には、自分の内的世界にこもりがちになったり、凶器の収集、攻撃的・暴力的なゲームやビデオ、書物への著しいのめり込みなど、その予兆とも思われる前駆的行動がある場合が認められる。

健康な子どもにとっては、ホラービデオなどを見ることは生活のほんの一部に過ぎず、現実の世界とホラービデオや暴力的書物などの世界は違うという当然の区別があるが、このタイプの少年は、現実とのかかわりが希薄で孤立しているため、ビデオや書物などのイメージの世界が心のすべてを占め、現実とそれらの世界の区別があいまいになっていることが特徴であると考えられる。このタイプの少年の犯行の態様には、独特な形で守られていた自分自身の世界が破壊されそうだという危機感によって引き起こされたパニックという側面があるように思われる。

このタイプの少年の家族は、両親がそろい、生活面では不自由がなく、表立った不和や紛争が見られない、つまり、表面的には良い家庭に見られている場合が多い。しかし、家族間では感情のこもったコミュニケーションが乏しいという特徴があるが、それは家族の間に潜在的には深刻な葛藤があるのに、それが表面化すると、夫婦げんか、親子げんか、夫婦の別居・離婚などに発展することを恐れて、互いに向き合って話し合うことができないからであろうと思われる。例えば、育児をめぐる母親と姑が陰悪な関係にあるのに、父親は、それに直面するのを避けて外で酒を飲んで不在がちになっているなど、両親は夫婦としての絆が弱く、表面的に取り繕うことに精いっぱい、子どもが現実の世界で傷ついて、空想の世界にのめり込み、内的世界では殺人への関心がしだいに膨れ上がっている変化

に気づかず、気づいても子どもと向き合うことのないままに事件が引き起こされている。

表面的な適応と内面に抱える問題とのギャップが拡大していくという点においては、子どもも親も同じであるといえる。

2) 精神障害が疑われるタイプ

精神障害の兆候が現れ始めるのは思春期や青年期であることが多いといわれるが、同時にこの時期にはっきりと精神障害であると診断することは難しいといわれる。本研究で対象にした10事例でも、少年鑑別所の鑑別や鑑定において精神病と診断された事例はなかったが、分裂病型人格障害とか重度の分裂病質人格障害と診断された事例があった。

検討した事例の中にも、普段、問題を起こさなかった少年が唐突に殺人事件を起こし、その動機が分からないと述べているものがあった。さらに、ニコニコと日常生活を送っていたにもかかわらず、突発的に行動に至ったなど、思考の進め方に大きな飛躍が生じることがある精神分裂病特有の病態が疑われる事例もあった。

重大事件を起こした少年と精神障害、あるいは脳の器質的な障害との関係が指摘されることがある。精神医学者の中には、両者の関係を結びつけることに警告を発している人がいる一方、脳の器質的な障害が原因となって精神病質的な性格変化が引き起こされ、意志薄弱、爆発性、情性欠如という三つの要素がそろったとき、垣根を飛び越えるように、重大事件を引き起こしてしまうことがあるのではないかという見解もある。

[3 思春期になって大きな挫折を体験したタイプ]

このタイプの少年の特徴は、親の期待に応じて勉強やスポーツなどで活躍することができたため、甘やかされていた者が少なくないことである。それが思春期になって、親の期待に応えられなくなるような大きな挫折を体験すると、自尊心が深く傷つき、急に土台を失ったような不安定な心理状態になる。自棄的になり、些細な出来事がきっかけでキレてしまい、自分でも訳が分からないままに衝動的に殺人に至るという点が特徴である。

提示した典型的事例

〈Dは、小学校のころは運動能力に優れ、成績も中の上でしたが、本人も親も実力以上に学力も優れていると思い、いわば井の中の蛙のような状態でした。実際には、宿題をしていかなかったり、授業中教師に注意されて帰ってしまったり、あるいは、父

母や教師の知らないところで友達を殴ったことも何回もあり、学校からは、プライドが高く頑固で、承認欲求、自己顕示性の強い性格傾向が指摘されていたのですが、親は問題視しませんでした。しかし、Dは、中学校に進学すると、優れていると思って張り切っていた勉強で大したことはない自分に直面させられ、得意なスポーツも病気でできなくなってしまいました。

家庭では甘やかされ、ちやほやされて育ちましたが、反面、Dが本当に困った場面においては、放っておかれ、あまり手をかけられていない面もありました。

もともと自我がもろく、感情統制が悪いだけに、自尊心はガラス細工のようにささいな刺激でも簡単に傷つく傾向があり、学校のドアを壊すなどの粗暴な行動に出たり、ナイフを携帯したりするようになりました。

ある日、大人に叱られ、ナイフを出して脅かそうとしたが相手が動じなかったため逆上し、よく訳が分らないうちにナイフで刺してしまいました。〉

このタイプの少年は、周囲の期待に応えられている間は、周囲も褒めてくれ自分も得意になっているので、不適応を起こすことは少なく、たとえ起こすことがあっても大目に見られている場合が多い。したがって、現実吟味が乏しいままに少年の自尊心、万能感は膨らんでいき、その分、挫折したときには現実とのギャップの大きさに愕然として、半ば自暴自棄的になってしまうものと思われる。

挫折してからは、腹痛などの身体症状を呈し、学校不適応を起こし、事件直前には、物を壊したり、他人に粗暴な振る舞いに及んだり、凶器を所持したりするなどの行動が見られた事例もある。このタイプの少年は、初めから殺人をしようなどという明らかな意思はあまりなく、思いがけない相手の態度に接して、自分が必死で覆い隠そうとしていた傷ついた自我があらわになりそうになってパニックに陥り、とっさに殺害行為に及ぶといった態様が目立つように思われる。例えばDのように、ナイフを見せればたじろぐと思ったのに、相手が動じなかったために、パニックを起こして刺してしまっていた。仮に犯行時にナイフなどを持っていなかったら殺人に至らなかったかもしれないのに、過敏な状態になっていて相手のちょっとした態度にも挫折感や劣等感を刺激され、いっぺんに壊れるようにキレた状態になり、殺人を犯してしまうことが多

いようである。中には、犯行時の記憶がほとんどない少年もいた。

このタイプの少年の親の多くは、父母ともに明朗で人付き合いも良く、夫婦関係も円満である。地域活動にも積極的に参加するなど、近隣の評判の良い家庭もあった。しかし、子どもに対する思い入れが強く、子どもを過大評価してプラス面しか見ようとしていないという点が大きな特徴である。親にとって都合の良い「よい子」としてのイメージを作り上げ、それを子どもに期待している。子どもは、自分の弱い点や悪い点など否定的な側面をも含めてありのままの自分を丸ごと愛してほしいと願っているのに、親の前では「よい子」を演じなくてはならない子どもの辛さを理解していなかったというのがこのタイプの少年の親の特徴といえる。

したがって、親は、子どもが自分たちの夢をかなえている間は一心同体となって一喜一憂するが、子どもが挫折し、どうにも立ち直れなくなったとき、親は心の中で作り上げてきた「よい子」としての子ども像が幻想であったことに気づく。そして、自分たちの夢が奪われたような気持ちになり、手のひらを返したように子どもを無視したり怒りをぶつけたりする。挫折して傷ついた子どもの心情を察して慰めることができず、親子関係に深い亀裂を生じることが特徴である。

4. 前駆的行動（予兆）への対応

最初は偶発的で「いきなり型」と思われていた事件でも、多くの場合、少年の内的世界では動きがあり、後から検討してみると、いろいろな行動が現れていたことが分かる。

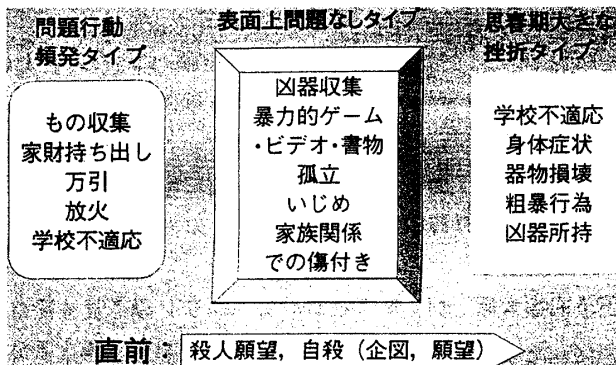
それは、結果的に見ると、いわば重大事件に向かっていく「分岐点」としての前駆的行動ともいえるものであり、少年たちの心の中に急激な変化が起こりつつあり、それが一種の不適応行動として外に現れたものと考えることができる。

単独で殺人を犯した三つのタイプの少年の前駆的行動については既に触れてきたが、それをまとめると表2のとおりである。

(1) なぜ周囲は前駆的な行動に気づかなかったのか
「幼少期から問題行動を頻発していたタイプ」の少年の親は、子どもの問題行動に気づいているのだが、共感性が乏しかったり、親自身が問題を抱えていて柔軟な養育姿勢が取れなかったり、家族に相補的機能が欠けていたりして、子どもの気持ちを汲み取ることが

子どもをめぐる人間関係

表2. 単独事例：前駆的行動



注 本表は冊子から引用したものである。

できなかったものと考えられる。

また、子どもが盗みなどの問題行動を繰り返すため、親は被害者への謝罪や弁償に迫られ、肩身の狭い思いにとらわれてしまうため、頭ごなしに叱ったり、体罰を加えたりして、子どもの気持ちを聞く余裕がない。そして、家庭自体が地域から疎外されていたり、孤立したりして地域社会とのコミュニケーションが乏しく、子どもの行動について常識的な意味での吟味ができなくなっている場合もあった。子どもは家庭で萎縮している分、学校では抑制がきかなくなって問題行動を繰り返すが、親の問題意識のなさや反発から、教師も少年の問題行動を親に伝え難い状況もあったようである。

「表面上は問題を感じさせることがなかったタイプ」の少年は、「よい子」としてしか振る舞えないため、親や周囲から、その内面的な危機が見過ごされ、手当てされないままになっている。

思春期になって、遅刻が増えたり、家出や自傷行為が見られたり、暴力的映像にのめり込んだりするようになって、親は、その年ごろにはありがちなことだと軽視する。その背景には、親が少年の問題に直面することが、そのまま親自身の問題につながり、非難されるように思うため、親の期待に沿わない行動には目を背けて見ようとせず、子どもには問題がないと思い込んでいるためではないかと考えられる事例もあった。さらに、学校では目立たない存在であるため、教師も少年の気持ちの動きに気がつきにくい。

「思春期になって大きな挫折を体験したタイプ」の少年の親は、子どもの活躍から可愛さが先に立ち、子どもの実態が見えない。少しくらい問題行動があっても、「今どきの子どもだから、これくらいは当たり前」などと物分かりのよい姿勢を示して迎合し、子どもの

内面的な傷つきやすさを見過ごしている。

教師や親が少年の問題に気づいても、どう解決に結びつけたらよいか分からなかった事例や、折角周囲が援助しようとしても、親の協力が得られなかった事例が見られる。また、少年が殺人をほのめかして相談にきたのに、相談を受けた教師がどう対応したらよいかと悩んでいるうちに事件が起きてしまったというものもあった。

(2) 前駆的行動にどう対応すればよかったのか

実際の殺人は、一つだけの原因で起きることはほとんどなく、何年にもわたる多くの要因が重なって初めて起きるものだから、前駆的な行動が見られたからといって、その少年のすべてが殺人を犯すわけではない。これらの前駆的な行動と思われるものも、重大事件が起こった後で分析してみて初めて事件への分岐点だったのではないかと分かるもので、その多くは、一般の非行少年たちにも見られるため、その時点では区別がつきにくいものもある。

したがって、前駆的な行動と思われた場合でも、むやみに不安になって過敏に反応するのではなく、いわば少年が発している救助信号 SOS ととらえ直して、少年が心理的に追い詰められている状況にないかなど、問題行動の背後にある少年の気持ちや置かれている状況を理解していく必要がある。それには、家族、特に親にその役割を期待するしかないが、少年が発するサインに親が気づきにくい親子関係にあったために見過ごされたり、教師や周囲の人が気づいたのに相談できる態勢がなかったために事件に至ってしまった事例もあった。様々な関係機関が、柔軟に、かつ、密接な連携のもとに対応する態勢が必要なことを示している。

5. 共同研究を振り返って

この研究は、実証的研究と銘打っているように、重大事件について提出された家庭裁判所調査官の調査報告書等を事例研究方式で分析することに重点をおいて行われたため、研究報告書においても勧告や提案などは一切行っていない。しかし、個人的には是非強調しておきたいことがある。

この共同研究を通じて痛切に感じられたのは、いずれのタイプの少年の場合も、そこに大人になりきっていない親、特に父親が存在していたということである。自分の感情を子どもに直にぶつける自分本位で短絡的な親、家族間の緊張や問題に直面することから逃げて

子どもとのコミュニケーションも疎かにしている無責任で回避的な親、自分を満足させている間は子どもを可愛がるが、満足させなくなると子どもに当たり散らす自己中心的な親などである。このような未熟で幼児的で大人になっていない、つまり父性などという前に大人性に乏しい親の存在である。このような親だから子どもが殺人をするようになるというわけではないが、このような親の場合、子どもが心理的に追い詰められて殺人に至るまでの間に発するいろいろな救助信号SOSを感知したり、適切に対処したりすることはあまり期待できないのではないと思われる。

単独で殺人を敢行する前に自殺を試みたり、周りの人に自殺を相談したりした少年が10人中7人もいたという事実には、愕然とさせられたが、一方では、わが子がそこまで追い詰められていたのに親は全く気がつかず、殺人へと突っ走るのを阻止できなかったという事実にも驚かされた。

少年非行は一般化し、昔のように貧困家庭、崩壊家庭の子どもたちが非行を犯すのではなく、裕福で問題

の少ない普通の家庭の子どもたちも非行化するといわれるようになって久しい。これは、簡易送致という手続で送致される万引きなどの軽微事件が増加し、それが少年事件の半数近くを占めるようになってきたことと連動していよう。しかし、少年非行の上澄みのような軽微事件とは異なり、少年非行の最も深い底層にある殺人などの重大事件となると、そう単純ではない。一見、一般化しているようにも見えるが、これまで見てきたように詳細に検討すると、経済的にはともかく愛情面・情緒面では極めて貧困な家庭、表面的にはともかく内部的・機能的には既に崩壊している家庭など、新たな貧困・新たな崩壊の中から重大事件は引き起こされている。その意味では、重大事件は依然として恵まれない家庭に起因する古典的非行といえるのかもしれない。

引用文献

- 1) 家庭裁判所調査官研修所：『重大少年事件の実証的研究』、司法協会（2001）